

一般社団法人 富山県労働者福祉事業協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人富山県労働者福祉事業協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を富山県富山市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、協同互助の精神に立脚して、労働者の経済的、社会的地位の向上のための福祉事業活動の企画及び調整実施を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行なう。

- (1) 労働者の福祉施設の取得、管理維持及び労働者の利用に対する提供
- (2) 労働者の福祉事業活動の企画及び調整に関する事業
- (3) 機関紙の共同発行
- (4) 会員相互の連絡及び業務の改善発展に関する調査研究
- (5) 労働者の生活の改善を図る事業
- (6) 労働者の保健、体育、文化、並びにレクリエーションに関する事業
- (7) 前各号の事業に付帯する事業

2 前項第1号の事業は、富山県内において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の事業に賛同する富山県内に主たる事務所を有する労働組合の連合団体および、労働者の福祉向上の寄与を目的とする事業団体であって、次条の規定によりこの法人の会員となった者をもって構成する。

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、総会でその承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が解散したとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

ただし、総会は、招集を決定する理事会での開催目的とされる事項以外について決議することができない。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 毎事業年度の事業計画並びに収支予算の設定及び変更
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、総会の1週間前までに書面により通知を発しなければならない。
- 3 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、代表理事に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、当該総会において理事の中から選出をする。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 総会に出席できない会員は、委任状その他代理権を証明する書面を代表理事に提出して、代理人によってその議決権を行使できる。この場合においては、前3項の規定の適用については総会に出席したものとみなす。

- 5 総会に出席できない会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第38条の要件を満たしたときは書面で議決権を行使することができる。この場合においては、当該議決権の数を第1項から第4項までの出席した議決権の数に参入する。

- 6 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第58条の要件を満たしたときは、総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び総会で選任した理事2名が、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員を設置)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上28名以内
- (2) 監事 3名以内

- 2 理事のうち1名を理事長とする。理事長以外の理事のうち副理事長2名以上5名以内、専務理事1名、及び常務理事1名とすることができる。
- 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事（理事会の決議により法人の業務を執行する理事と選任された理事という。以下同じ）とする。

（役員を選任）

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって構成員から選任する。

- 2 理事長及び副理事長、専務理事、常務理事、業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事にあつては、5名以内を会員以外の構成員から選任することを妨げない。

（理事の職務及び権限）

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員任期）

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 会員の構成員から選出された役員は、その会員がこの法人の会員資格を喪失した時は、同時に役員地位を失う。
- 5 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員解任）

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

（役員報酬等）

第25条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に

定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(顧問)

第 26 条 この法人に、任意の機関として、1 名以上 3 名以下の顧問を置くことができる。

2 顧問は次の職務を行う。

(1) 理事長及び副理事長の相談に応じること。

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

3 顧問の選任及び解任は、総会の議決を得て行う。

4 顧問の報酬等は、総会において定めた額を支給することができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 27 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 28 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第 29 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故がある時は、各理事が理事会を招集する。

3 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意がある時は、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

4 理事会を招集する場合には、理事会の 1 週間前までに書面により通知を発しなければならない。

(議長)

第 30 条 理事会の議長は、理事長があたる。ただし、理事長が欠けたとき又は、事故ある時は理事がこれにあたる。

(決議)

第 31 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 32 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

但し、理事長に事故もしくは支障があるときは、出席した理事全員及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第33条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第34条 この法人の事業計画書、収支予算書については、理事長が作成し、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事会の決議を経て、定時総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合は、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告書類を主たる事務所に5年間備え置きするとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置きするものとする。

第8章 基金

(基金の募集)

第36条 この法人は、その財政的基盤の維持を図るため、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第131条に規定する基金について、引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の取り扱い)

第37条 基金の募集、割当て、払込み等の手続き、基金の管理等の取り扱いについては、理事会の決議により別に定める基金取扱い規程によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第38条 拠出された基金はこの法人が解散の時まで基金をその拠出者に返還しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この法人は次条に定める基金の返還手続きにより、基金をその拠出者に返還することができるものとする。

3 この法人に対する基金の拠出者の権利については、第三者に質入及び信託することはできないものとする。

4 この法人に対する基金の拋出者の権利については、総会の承認を経て第三者に譲渡することができる。

(基金の返還手続き)

第 39 条 基金の返還は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 141 条に基づき行うものとする。

2 基金の返還はこの法人の、ある会計年度に係る貸借対照表上の純資産額が次に掲げる金額の合計額を超える場合においては、当該会計年度の次の会計年度の決算の決定に関する定時総会の日の前日までの間に限り、当該超過額を返還の総額の限度としてすることができる。

(1) 基金（代替基金を含む。）

(2) 資本剰余金

(3) 資産につき時価を基準として評価を行ったことにより増加した貸借対照表上の純資産額

3 前項の規定に違反してこの法人が基金の返還を行った場合には、当該返還を受けた者及び当該返還に関する職務を行った業務執行者は、この法人に対し、連帯して、返還された額を弁済する責任を負う。

4 前項の規定にかかわらず、業務執行者は、その職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明したときは、同項の責任を負わない。

5 第 3 項の業務執行者の責任は、免除することができない。ただし、第 2 項の超過額を限度として当該責任を免除することについて総会員の同意がある場合は、この限りでない。

6 第 2 項の規定に違反して基金の返還がされた場合においては、この法人の債権者は、当該返還を受けた者に対し、当該返還の額をこの法人に対して返還することを請求することができる。

(基金の利息)

第 40 条 基金の返還に係る債権には、利息を付することができない。

(代替基金)

第 41 条 基金の返還をする場合には、返還をする基金に相当する金額を代替基金として計上しなければならない。

2 前項の代替基金は、取り崩すことができない。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 42 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 43 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分制限)

第 44 条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の帰属)

第 45 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 46 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 11 章 事務局その他

(事務局)

第 47 条 この法人の事務を処理するために事務局を置く。

2 事務局には、事務局長 1 名及びその他の職員若干名を置き、理事長が任免する。

(委員会及び部会)

第 48 条 この法人の会務の運営を円滑に行うため、専門の委員会及び部会を置くことができる。

2 委員会及び部会は、理事会の議決により設置する。

3 委員会及び部会の運用についての必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

(委任)

第 49 条 この定款に定めのあるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の代表理事は森本 富志雄、業務執行理事は安東 誠とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 33 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

1. この定款は、2012 年 11 月 22 日に改正し、2012 年 12 月 1 日に施行する。

2. この定款は、2014 年 11 月 19 日に改正し、2014 年 12 月 1 日に施行する。